

No. 1 事業計画書（様式第 1 号）



令和 元年 11 月 15 日

中部総合事務所長 様

郵便番号 682-0856
 住 所 鳥取県倉吉市中原532-1
 提出者 氏 名 株式会社三井 鴨
 代表取締役 菅 肇 元晴
 電話番号 (0858) 48-2088



鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画を提出します。

<p>廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由</p>	<p>現在許可を受け稼働している埋立施設が将来的に満杯になることに備え、施設の規模拡大を図る。また、事業により発生する木くずについて、これまで自家処理で焼却処理を行っていたが、今後はリサイクル可能なものについて破碎し販売する。そのため、自家処理、その他事業の用に供する施設として木くず破碎施設を新設する。</p>
<p>廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類</p>	<p>産業廃棄物の最終処分場(安定型)：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(以上3品目、自動車等破碎物を除く。)がれき類(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類にあっては、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 木くず又はがれき類の破碎施設：木くず。以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。</p>
<p>廃棄物処理施設等の設置場所</p>	<p>産業廃棄物の最終処分場(安定型)：鳥取県倉吉市国府字両長谷1272, 1275, 1282-1, 1282-2, 1283, 1284, 1285, 1286, 1287, 1288, 1295-1, 1295-2, 1295-3, 1295-4, 1296, 1297 木くず又はがれき類の破碎施設：鳥取県倉吉市国府字両長谷1283・1296</p>
<p>廃棄物処理施設等の処理能力</p>	<p>産業廃棄物の最終処分場(安定型) 埋立面積 21,334m² 埋立容量 151,775m³ 木くず又はがれき類の破碎施設 木くず88トン/日(11トン/時間×8時間/日)</p>
<p>廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>産業廃棄物の最終処分場(安定型)：廃棄物の埋立 木くず又はがれき類の破碎施設：水平投入・下部排出型ハンマー式1軸破碎機 構造及び設備の概要は別紙のとおり</p>
<p>事業の実施に当たって関係する法令等の許可等の種類及び手続の実施状況</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を行わない日</p>	<p>作業を行わない日：土曜日、日曜日、祝祭日 作業時間：8～12時、13～17時</p>
<p>鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第27条の規定により行う措置の有無及びその内容</p>	<p>産業廃棄物処理業者賠償責任保険に加入する。 契約内容は、別紙のとおり。</p>

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

万一事故にあわれたら（つづき）

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

産業廃棄物処理業者の皆さまへ

産業廃棄物処理業者

(最終処分場・中間処理施設・収集・運搬)

賠償責任保険のご案内

—— 皆さまの信用と責任のために ——

問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 埼玉中央支店 さいたま中央支社
 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1
 損保ジャパン日本興亜さいたま第一ビル6F
 TEL 048-648-6021 : FAX 048-658-6525
 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

幹事取扱代理店

株式会社日興保険 担当：山本・田村
 〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-89-1
 TEL 048-645-2665 : FAX 048-647-2113
 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

公益社団法人 全国産業資源循環連合会
 取扱幹事代理店 株式会社日興保険
 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

産業廃棄物処理業者賠償責任保険について

(「産業廃棄物処理業者賠償責任保険」は、契約者を公益社団法人全国産業資源循環連合会とした、賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、生産物特約条項等各種特約等をセットしたものです。)のペットネームです。

本保険の特色

1. 本保険は全国産業資源循環連合会を契約者、会員の皆さまを加入者とした損保ジャパン日本興亜の賠償責任保険(公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項セット)の団体契約です。
2. 保険料は全額損金処理できます。(注1)
3. 事故が起きたときの損害賠償金はもちろん訴訟費用、弁護士費用なども補償されます。
4. 使用中の処理施設だけでなく、覆土し、閉鎖した最終処分場についても埋立処分終了届出後5年以内の施設はこの制度の対象にすることができます。
(ただし、管理型施設については施設閉鎖後も水処理装置を運転していることが条件です。)
5. 産業廃棄物処理業者賠償責任保険加入依頼書(以下、「加入依頼書」といいます。)記載の処理施設内での産業廃棄物収容作業中の事故ならびに加入依頼書記載の移動式処理施設による産業廃棄物収容作業中の事故も補償されます。
6. 回収業務(注2)を補償の対象に含めるオプション(請負業者特約条項)もご用意しております。補償をご希望の方は加入依頼書にご記載をいただき、回収業務に使用する車の情報をご申告ください。

(注1)今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については税理士にご相談ください。
(注2)回収業務とは、産業廃棄物の収集および運搬業務をいいます。

目次

こんな時にお役に立ちます	2	保険料払込期日	13
本保険の対象者	3	加入依頼書送付先	13
対象となる処理施設・業者	3	保険料振込口座	13
保険金をお支払いする場合	3	加入者証について	13
保険金をお支払いできない主な場合	4	本保険連絡窓口	13
お支払いする保険金の種類	6	施設管理者賠償責任保険のあらまし	15
事故が起きたら	7	生産物賠償責任保険のあらまし	17
保険金額および自己負担額(中間処理施設・最終処分場)	7	請負業者賠償責任保険のあらまし	19
保険金額および自己負担額(収集・運搬)	8	ご注意	21
保険期間	8	ご加入にあたってのご注意	22
保険料一覧表	9	万一事故にあわれたら	22
最低保険料	12	問い合わせ先	裏表紙
中途でのご加入・脱退	12		
ご加入手続および保険料のお払込み	12		
ご加入時における注意事項(告知事項)	13		

こんな時にお役に立ちます

中間処理施設・最終処分場保有企業の皆さま

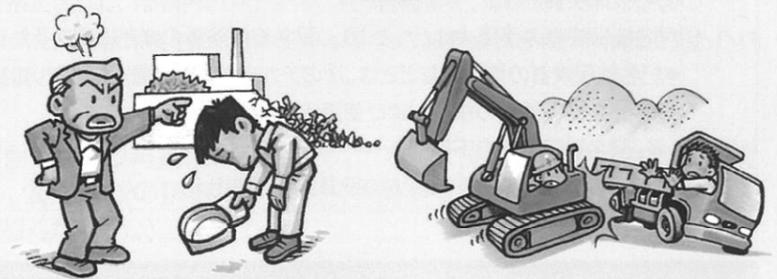
【基本契約】

本制度の基本契約は、損保ジャパン日本興亜の賠償責任保険普通保険約款に、施設所有管理者、生産物の各特約および公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項等をセットしたものです。

■産業廃棄物処理施設での業務に起因して他人にケガをさせたり、他人のものを壊したため、法律上の賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

■施設内で、構内専用作業車にて作業を行っていた際に、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したため、法律上の賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

事故例



処理施設のえん堤が不備であったために倒壊し、隣接する他人の家に被害を与えた。

重機で作業中に誤って業者さんのトラックにぶつけてしまった。

収集・運搬業も行っている場合

【収集・運搬オプション】

■オプションにて、請負業者特約にご加入いただき、収集・運搬業務に起因して他人にケガをさせたり、他人のものを壊したため、法律上の賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

事故例



廃棄物回収中に歩行者に衝突し、ケガを負わせてしまった。

収集・運搬業のみ行われている企業の皆さま

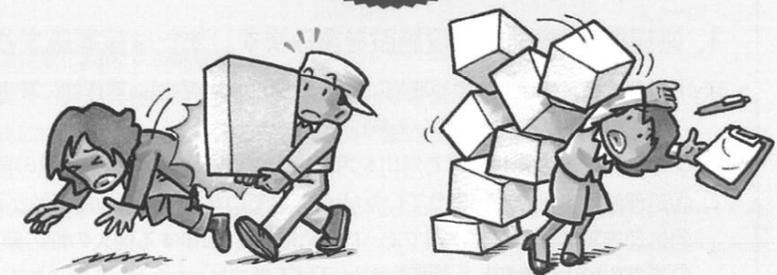
【基本契約】

本制度の基本契約は、損保ジャパン日本興亜の賠償責任保険普通保険約款に、施設所有管理者、生産物、請負業者の各特約および公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項等をセットしたものです。

■産業廃棄物回収・運搬業務に起因して他人にケガをさせたり、他人のものを壊したため、法律上の賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

※自動車の使用・所有・運行に起因する賠償責任については、自動車保険を優先してお支払いします。

事故例



廃棄物回収中に歩行者に衝突し、ケガを負わせてしまった。

廃棄物を回収し、処理施設に積み込んだが、積み込みの不備があったため、廃棄物が落下、処理施設の従業員にケガを負わせてしまった。

本保険の対象者(記名被保険者(保険の補償を受けられる方で加入依頼書の加入依頼人欄に記載される方))

公益社団法人全国産業資源循環連合会傘下の産業廃棄物処理業者とします。(その業者の役員や従業員も被保険者(保険の補償を受けられる方)*となります。)

連合会傘下の産業廃棄物処理業者とは、連合会の正会員である各地方団体の会員、もしくは連合会の賛助会員をいいます。

産業廃棄物処理業者…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第14条または第14条の4に基づいて都道府県知事または政令市長の許可を受けた処理業者であって最終処分場または中間処理施設を有する業者をいいます。

※被保険者(保険の補償を受けられる方)は次の①および②に掲げる者とします。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の使用人など*。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。
 - *記名被保険者の使用人などとは、次のアからウまでに掲げる者をいいます。
 - ア. 記名被保険者の役員および使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員および使用人

対象となる処理施設・業者

記名被保険者が所有・使用もしくは管理する最終処分場、中間処理施設*1(収集・運搬業者・移動式を含みます。)が対象となります。また、施設外での回収業務については、回収にご使用になられているお車の登録番号等をご申告いただき、お申込になられた加入者のみ対象となります。収集・運搬のみ行われている業者についても対象となります。

ただし、閉鎖*2された最終処分場については、保険加入時に、埋立処分終了届出後5年以内であるものにかぎりです。

- *1 処理の後、埋立処分されるか再生利用されるかを問わず、廃棄物の減量、中和などの中間処理を行う施設をいいます。
- *2 廃棄物処理法関係法令に定める基準に適合する閉鎖を行い、埋立処分が終了したことを都道府県知事に届け出た時をいいます。

保険金をお支払いする場合

被保険者が、加入依頼書記載の処理施設(移動式処理施設を含みます。)または産業廃棄物収容作業によって生じた偶然な事故(施設所有管理者賠償責任リスク)、完成した作業に起因する偶然な事故(生産物賠償責任リスク)により、他人の身体に障害*を与え、または他人の財物を滅失、き損、汚損(以下、財物の損壊といいます。)したことにつき、法律上の損害賠償責任を負担されることによつて被る損害について保険金をお支払いします(ただし、公共水域の損害については本保険ではお支払いできません。)

*人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合、および亡くなった場合を含みます。

例えば次のような事故であつて後記(P4・5)「保険金をお支払いできない主な場合」に挙げられた事由に該当されない場合に保険金をお支払いします。

1. 処理施設(移動式処理施設を含みます。)または産業廃棄物収容作業に起因する事故

- ①処理施設に生じた故障や破損により、浸出汚水が発生し、農作物に被害を与えた。また、この浸出汚水により汚染された井戸水を摂取した住民が病気になる入院した。
- ②浄化装置の故障が原因で河川を汚染し、その結果農作物や養魚場の魚に損害を与えた。
- ③処理施設の柵などが倒れていたり、こわれていたため侵入した子供が転落し大ケガをした。
- ④処理施設のえん堤が不備であつたため崩壊し、隣接する他人の畑の農作物に被害を与えた。
- ⑤処理施設内に敷設した鉄板の取付けが不備であつたため、その上を走行した運搬業者のダンプが横転し運転手がケガをした。(運転手が記名被保険者の従業員の場合はお支払いできません。)
- ⑥処理施設よりメタンガスが発生し、地下を通過して近くの民家などの地下に充満し爆発した。
- ⑦処理施設が満杯になつたため覆土し、その後も水処理装置を運転していたが、装置の故障により土壌または井戸水を汚染した。

- ⑧焼却炉が爆発して通行人がケガをした。
- ⑨焼却炉が故障して未焼却の廃棄物が噴出し、農作物に損害を与えた。

※排出事業場内作業中の移動式処理施設の事故に関しては、第三者に与えた損害とその処理作業との間に明確な因果関係が確認される場合にかぎり補償します。

※移動式処理施設作業中の事故に関して、自賠責保険に加入すべきもの、または任意保険に加入されている場合は、損害額がそれらの保険で支払われる保険金の額を超過する場合にかぎり、超過額について補償します。

2. 構内専用作業車*に起因する事故

- 処理施設内にて機械作業中、侵入してきた子供に誤ってケガをさせたり、運搬業者のトラックに接触し損害を与えた。
 - *処理施設のうち不特定多数の者が出入りを禁止されている構内のみで使用される自動車をいいます。(作業機械で自賠責保険に加入すべきもの、または任意保険を契約されている場合は、損害額がそれらの保険で支払われる保険金の額を超過する場合にかぎり、超過額について補償します。)

3. 第三者の土壌および水の使用不能損害、井戸の再掘削費用および土地の改良費用および水の浄化清掃費用に対する損害賠償責任(ただし、公共水域の損害については本保険ではお支払いできません。)(支払限度額につきましては、P7を参照ください。)

- ①前記1.のような事故(注)で他人が所有する水(井戸・釣り堀など)を汚染した結果、住民が飲用水として使えなくなったため、井戸を再掘削したり、代替水源を確保するなど(例えば、水道を引いた。)の損害を与えた。
 - ②前記1.のような事故で農地を汚染した結果、耕作が不可能になり農家に休業損害を与えた。
 - ③前記1.のような事故で他人が所有する土壌または水を汚染したため、土地の改良費用または水の浄化清掃費用を負担した。
- (注)不測かつ突発的に発生した土壌または水の汚染が対象となります。

※本保険では、加入者証に記載された遡及日(本保険に最初に加算された日。脱退された後で再加入された場合は再加入された日)以降に発生した身体の障害、財物の損壊について、被保険者に対し、保険期間中に損害賠償の請求がなされた場合にかぎり、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は保険金をお支払いできません。

【賠償責任保険共通の免責事項】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑧原子核反応または原子核の崩壊
- ⑨石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ⑩汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ⑪専門職業危険
 - ・ 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任

・ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

⑩記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。

ア. 記名被保険者が所有する財物

イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物(ただし昇降機に積載した他人の財物を除きます。))をいいます。

ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など

【産業廃棄物処理業者賠償責任保険固有(公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項)の免責事項】

(1)①保険契約者もしくは記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。

②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任。ただし、請負業者特約条項がセットされている場合は、損保ジャパン日本興亜は、この規定を適用しません。

(2)損保ジャパン日本興亜は、普通約款ならびにこの保険契約に付帯する特約条項および他の追加条項にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩に掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①地盤沈下

②河川、湖沼等を汚染した場合における漁業権侵害

③悪臭の発生、^{ワカ}鼠類または害虫の発生

④廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の3(改善命令)の改善命令または第19条の4(措置命令)の措置命令違反

⑤被保険者の故意または重大な過失による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)またはそれに関連する令、施行規則、基準もしくは命令への違反^(注1)

⑥産業廃棄物処理施設が管理型最終処分場である場合に、施設閉鎖後、被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転^(注2)

⑦石綿の処理

⑧医療系廃棄物の処理

⑨土壌または水を汚染した場合における土地の改良費用または水の清掃費用^(注3)

⑩記名被保険者が所有、使用または管理する加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故^(注4)

(注1)違反

ただし、記名被保険者の使用人については、それによってその者が被る損害にかぎりです。

(注2)被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転

ただし、記名被保険者以外の被保険者について保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。

(注3)土地の改良費用または水の清掃費用

ただし、土壌または水の汚染が、不測かつ突発的な事故により生じた場合は、この規定を適用しません。

(注4)加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故

この場合においては、施設特約第2条(保険金を支払わない場合)②ただし書きの規定は適用しません。

など

お支払いする保険金の種類

1. 損害賠償金

損害賠償請求権者(被害者)に対して支払った賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

①身体賠償の場合

治療費、入院費、慰謝料、休業補償費など

②財物賠償の場合

滅失、き損、汚損した物の賠償額(破損した物の修理費、修理がきかない場合その物の時価額*を限度にお支払いします。)

*同等の物を新たに購入するのに必要な額から使用による消耗分を差し引いた額になります。

2. 損害防止費用

事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用(緊急措置費用は除きます。)のうち必要または有益であった費用です。

3. 権利保全行使費用

第三者(記名被保険者およびその下請人ならびにこれらの者の役員・使用人を除きます。)に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。

4. 争訟費用

損害賠償の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。損害賠償金の額が保険金額を超過する場合は、争訟費用の額に「保険金額の損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、損保ジャパン日本興亜の書面による同意が必要です。

5. 協力費用

損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の求めに応じて被保険者がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。

6. 緊急措置費用

前記1. に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任保険がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用です。

7. 事故対応特別費用

前記1. ～6. の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の精査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

8. 第三者医療費用保険金

業務遂行による事故、所有または貸借する施設もしくはその施設に隣接する道路上での事故、または製品または完成もしくは引き渡した作業が原因の事故により第三者(記名被保険者およびその下請人ならびにこれらの者の役員・使用人を除きます。)に身体の障害が発生した場合、損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用です。被保険者1名について50万円を限度、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、損保ジャパン日本興亜の同意が必要です。

【ご注意】第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、すでにお支払いした第三者医療費用は「損害賠償金」に充当されます。

9. 被害者対応費用(対人見舞費用・対物臨時費用)

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用です。下記の表の額を限度額とします。なお、これらの費用の支出にあたっては、損保ジャパン日本興亜の書面による同意が必要です。

支払限度額		
被害者1名(法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合：10万円 死亡以外の場合：2万円
	対物臨時費用	2万円
保険期間中	1,000万円	

事故が起きたら

万一事故が発生した場合には、ただちにご加入後にお届けする加入証に記載の取扱代理店または損保ジャパン日本興亜 埼玉保険金サービス部 埼玉火災新種保険金サービス課(電話番号048-648-6016 土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)までご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。なお、被害者からの損害賠償請求に対して、被保険者がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。もし損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

保険金額および自己負担額(中間処理施設・最終処分場)

保険金額	施設所有管理者賠償責任リスク 生産物(仕事の結果)にかかる賠償責任リスク (対人対物共通)	ご加入プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
		期間中	2億円*	5億円*	10億円*	10億円*
土壌・水の使用不能損害、井戸の再掘削費用および土地の改良費用および水の浄化清掃費用に対する賠償責任	1事故	200万円*			1,000万円*	
	期間中	1,000万円*				
自己負担額		1事故につき10万円*				

*前記P6「お支払いする保険金の種類」1.から6.までの合計額に適用します。

収集・運搬に関する保険金額

保険金額	請負業務にかかる賠償責任リスク	1事故 期間中	1億円
自己負担額		なし	

保険金額および自己負担額(収集・運搬)

保険金額	施設所有管理者賠償責任リスク 生産物(仕事の結果)にかかる賠償責任リスク (対人対物共通)	収集・運搬業専門プラン	
		1事故期間中	1億円
請負業務にかかる賠償責任リスク	土壌・水の使用不能損害、井戸の再掘削費用および土地の改良費用および水の浄化清掃費用に対する賠償責任	1事故	200万円*
		期間中	1,000万円*
自己負担額		なし	

*パンフレットP6「お支払いする保険金の種類」1.から6.までの合計額に適用します。

保険期間

1. 保険期間は、2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで1年間です。(この保険期間中に損害賠償の請求がなされた場合に保険金をお支払いします。ただし、本保険に最初に加入された日以降に発生した事故による身体の障害、財物の滅失、き損、汚損による損害賠償請求にかぎりません。詳しくは前記P4 ※にてご確認ください。)
2. 本保険に中途からご加入いただく方の保険期間は、中途加入申込締切日(毎月25日)の翌月1日午後4時から2020年4月1日午後4時までです。
3. 途中で本保険より脱退される場合、脱退日(解約日)当日から本保険の補償はなくなります。

保険料一覧表

本保険の保険料は年一括払とします。

◆保険料算出の基礎は許可証記載の1日あたりの処理能力となりますので、保険料算出の際には必ず許可証をご用意ください。
(ただし、同時に再生処理を行う場合はその1日あたりの処理能力を含めます。)

I. 中間処理施設の場合 施設別の年間保険料(1日の処理能力)

処理分類	廃棄物処理法15条 施行令7条施設区分	A.2億円プラン	B.5億円プラン	C.10億円プラン		移動式処理施設 割増(移動式の 場合、左記保険 料に下記を加算)
				通常	設置許可有の 施設 ^(注)	
A	汚でい脱水施設	600円/㎡	970円/㎡	1,320円/㎡	1,080円/㎡	60円/㎡
B	汚でい乾燥施設(天日・機械)					
C	汚でい焼却施設					
D	廃油の油水分離・蒸留施設					
E	廃油焼却施設					
F	廃酸、廃アルカリ中和・ 電解施設	830円/㎡	1,350円/㎡	1,830円/㎡	1,490円/㎡	80円/㎡
G	廃プラスチック類破砕・ 圧縮・切断施設	450円/t	730円/t	990円/t	810円/t	50円/t
H	廃プラスチック類の 焼却施設	860円/t	1,380円/t	1,890円/t	1,550円/t	90円/t
I	木くずまたは瓦礫類の 破砕・圧縮・切断施設	450円/t	730円/t	990円/t	810円/t	50円/t
J	有害物質を含む汚でいの コンクリート固定化施設	600円/㎡	970円/㎡	1,320円/㎡	1,080円/㎡	60円/㎡
K	水銀またはその化合物を 含む汚でいのばい焼施設	12,480円/t	20,270円/t	27,460円/t	22,460円/t	1,250円/t
L	汚でい、廃酸または廃アルカ リに含まれるシアン化合物の 分解施設					
M	上記の処理分類C・E・H、及び ポリ塩化ビニル(PCB)処 理物以外の焼却施設	600円/t	970円/t	1,320円/t	1,080円/t	60円/t
N	上記以外の施設(ゴミくずの 破砕、切断、木くず、金属く ず、ガラスくず、陶磁器くずの 中間処理など)	450円/t	730円/t	990円/t	—	50円/t
O	薬剤の固化	600円/t				
P	たい肥化	800円/t				

保険料算出の基礎となる容量は許可証記載の処分容量とします。

ただし、複数回に分割して施設を使用している場合については実際に使用している容量を基礎とすることができます。(この場合、法律第15条に基づいて都道府県知事または政令市長から交付される設置許可証をご提出ください。)
Dプランの保険料はCプランの最終保険料から10%の割増を適用して計算ください。

*移動式処理施設の保険料に関してはAからCまでのそれぞれのプラン保険料に割増保険料を加算して計算ください。

(注)設置許可有りの施設について

処分業許可証とは別物です。上記保険料表の施設(A~P)ごとに処理容量の基準があり(産業廃棄物処理法15条施行令7条に基づくもの)、基準以上の施設に対し取得が義務づけられている許可証です。
適用の際には「産業廃棄物処理施設設置許可証」または「産業廃棄物処分業許可証」に記載の施設ごとの許可番号が必要となります。
基準未満の施設については、処分業許可証にて容量を確認してください。

m³ と t の換算を行う際は

下記「産業廃棄物の種類およびたい積(立方メートル)から重量(トン)への換算例(参考値)」をご利用ください。

① m³ から t へ変更する場合 → m³ × 換算係数 = t

② t から m³ へ変更する場合 → t ÷ 換算係数 = m³

【産業廃棄物の種類およびたい積(立方メートル)から重量(トン)への換算例(参考値)】

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃酸	1.25
5 廃アルカリ	1.13
6 廃プラスチック	0.35
7 紙くず	0.30
8 木くず	0.55
9 繊維くず	0.12
10 食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物	1.00
11 とさつし、または解体した獣畜および食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12 ゴムくず	0.52
13 金属くず	1.13
14 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)および陶磁器くず	1.00
15 鉱さい	1.93
16 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)	1.48
17 動物のふん尿	1.00
18 動物の死体	1.00
19 ばいじん	1.26
20 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21 建設混合廃棄物	0.26
22 廃電気機械器具	1.00
23 感染性産業廃棄物	0.30
24 廃アスベスト(石綿)など	0.30

*上記、該当されない産業廃棄物の種類については、取扱代理店までお問い合わせください。

II. 最終処分場の場合

1. 処分容量が10万m³までの施設の場合

処分容量が1m³あたりの年間保険料

施設の種類	処理方式	保険料率		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン
使用中の施設	安定型	1.10円	1.57円	1.99円
	管理型	2.20円	3.13円	3.97円
	しゃ断型	47.00円	66.83円	84.80円

施設の種類	処理方式	保険料率		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン
閉鎖された施設	安定型	0.80円	1.14円	1.45円
	管理型	1.50円	2.13円	2.71円
	しゃ断型	32.00円	45.50円	57.73円

保険料の算出例(1円単位四捨五入、10円単位とすること。)

1. 使用中の施設(管理型・容量5万m³)

①Aプラン 5万(m³) × 2.20円 = 110,000円 ②Bプラン 5万(m³) × 3.13円 = 156,500円

2. 閉鎖された施設(安定型・容量7.5万m³)

①Aプラン 7.5万(m³) × 0.80円 = 60,000円 ②Bプラン 7.5万(m³) × 1.14円 = 85,500円

Dプランの保険料はCプランの最終保険料から10%の割増を適用して計算ください。

2. 処分容量が10万m³を超える施設の場合

処分容量が10万m³を超える施設(閉鎖された施設を含みます。)の場合、10万m³を超える部分について上記に該当する保険料率に下記の係数を乗じて計算を行います。

10万m ³ を超え、50万m ³ までの部分	0.6
50万m ³ を超え、100万m ³ までの部分	0.1
100万m ³ を超える部分	0.05

保険料の算出例(1円単位四捨五入、10円単位とすること。)

使用中の施設(管理型・容量70万m³) (閉鎖された施設を含みます。)

①Aプランの場合

10万m³まで : 10万(m³) × 2.20 = 220,000円
 10万m³超50万m³まで : 40万(m³) × 2.20 × 0.6 = 528,000円
 50万m³超70万m³まで : 20万(m³) × 2.20 × 0.1 = 44,000円

合計 792,000円

②Bプランの場合

10万m³まで : 10万(m³) × 3.13 = 313,000円
 10万m³超50万m³まで : 40万(m³) × 3.13 × 0.6 = 751,200円
 50万m³超70万m³まで : 20万(m³) × 3.13 × 0.1 = 62,600円

合計 1,126,800円

III. 収集・運搬を行う場合(中間処理施設または最終処分場保有企業)

収集・運搬に使用する車1台につき	11,800円
------------------	---------

※ご使用されている台数は、加入依頼書にご申告いただきます。

IV. 収集・運搬のみを行う場合

収集・運搬に使用する車1台につき	18,000円
------------------	---------

最低保険料

保険料の計算結果が次の金額を下回る場合は次の金額が保険料となります。

中間処理施設の場合 1,000円 最終処分場の場合 2,000円

中途でのご加入・脱退

中途でのご加入・脱退の場合、保険終期までの保険料をお払いいただき、返れいします。

※このご案内文書は産業廃棄物処理業者賠償責任保険(賠償責任保険普通約款に賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、生産物特約条項等各種特約をセットしたものです。)の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※ご申告の施設の種類の、処分容量、産業廃棄物の種類、1日あたりの処理能力が事実と反していた場合、保険契約を解除し、保険金をお支払いすることができない場合がありますので、ご注意ください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「全国産業資源循環連合会団体制度保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入手続および保険料のお払込み

1. ご加入手続

①2019年4月1日からご加入いただく場合

別紙加入依頼書にご記入・ご捺印、保険料の振込日時・金額が確認できる振込依頼書(コピー)を同封、産業廃棄物処分業許可証(コピー)を添付(必須)のうえ、2019年3月14日(木)までにP13記載の加入依頼書送付先宛にお送りください。

②中途で各月の1日からご加入いただく場合

別紙加入依頼書にご記入・ご捺印、保険料の振込日時・金額が確認できる振込依頼書(コピー)を添付のうえ、加入希望月の前月25日必着でP13記載の加入依頼書送付先宛にお送りください。

※①、②ともご加入にあたり、産業廃棄物処分許可証(コピー)の提出が必須となります。

2. 保険料のお払込み

①2019年4月1日からご加入いただく場合

加入依頼書記載の合計保険料を2019年3月15日(金)までに着金するようにP13記載の保険料振込口座に電信扱(または文書扱)でお振り込みください。

②中途で各月の1日からご加入いただく場合

加入依頼書記載の合計保険料を加入希望月の前月25日までにP13記載の保険料振込口座に着金するようにお振り込みください。

※振込手数料は加入者さまご負担となります。

ご加入時における注意事項(告知事項)

ご加入時には、告知事項について事実を正確にお申し出ください。加入依頼人(記名被保険者)の皆さまには、告知事項について事実を正確に申し出てください。告知義務(告知義務)があります。なお、この保険の告知事項は「加入依頼書の記載事項」となります。施設所在地や施設の処理能力(保険料算出の基礎数値)については、誤りがないよう特にご注意ください。告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

保険料払込期日

- 1年間加入の場合 2019年3月15日(金)(着金)
- 中途より加入の場合 加入希望月の前月25日(着金)

※保険料を上記の期日までにお振り込み(着金)いただけない場合は、加入月が1か月遅れる結果、継続契約の場合は最初にご加入された日への遡及規定は適用できなくなりますのでご注意ください。

加入依頼書送付先

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-89-1(タカラビル1F)
株式会社 日興保険
TEL : 048-645-2665 FAX : 048-647-2113

保険料振込口座

みずほ銀行・町村会館出張所(支店コード013) 普通預金口座番号(1082835)
名義 公益社団法人 全国産業資源循環連合会保険口座

加入証について

2019年4月1日加入のお客さまにつきましては、ご契約件数が多いため**2019年6月下旬以降のお届け**となります。何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。

本保険連絡窓口

本保険につき、ご質問のある方は下記までお問い合わせください。

取扱幹事代理店：株式会社 日興保険(山本・田村)
〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-89-1(タカラビル1F)
TEL 048-645-2665 FAX 048-647-2113
受付時間 平日9:00~17:00
(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 埼玉中央支店さいたま中央支社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1(損保ジャパン日本興亜さいたま第一ビル)
TEL 048-648-6021 FAX 048-658-6525
受付時間 平日9:00~17:00
(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

No. 2 事業計画の概要

事業計画の概要

1 設置（事業）目的

現在、許可を受け稼働している埋立施設（22,222m²）が将来的に満杯になることに伴い、施設の規模拡大を図る。また、事業（建築物等の解体）により発生する木くずについて、これまで自家処理として焼却処理を行なっていたが、今後はリサイクルが可能なものについて破砕し、製紙原料及びバイオマス燃料として販売する。そのため、自家処理、その他事業の用に供する施設として木くず破砕施設を新設する。

2 設置場所の概要

(1) 設置場所の地名地番

最終処分場（安定型）：鳥取県倉吉市国府字両長谷 1272, 1275, 1282-1, -2, 1283, 1284, 1285, 1286, 1287, 1288, 1295-1, -2, -3, -4, 1296, 1297

木くず破砕施設：鳥取県倉吉市国府字両長谷 1283・1296

(2) 土地規制

特になし

(3) 土地の現況

畑、山林、宅地

(4) 開発区域面積

34,709m²

(5) 建築物の有無（有・無）

No.	建築場所の地名地番	建築面積	新設・既設の別	主な用途
1	倉吉市国府字両長谷 1283, 1296	1147.8m ²	新設	木くず破砕

3 中間処理後の廃棄物の処理方法・埋立終了後の跡地利用

中間処理後木チップは製紙原料及びバイオマス燃料として販売する。埋立終了後の跡地は林地開発を行う。

4 申請者の概要

(1) 資本金

1000 万円

(2) 業務内容（産業廃棄物処理業以外のものも含む）

建設業、運送業

(3) 従業員数、新規雇用従業員数及びその確保方法

従業員数：50 名 新規雇用従業員数：4 名採用

(4) 申請手続き担当者

代表取締役 菅埜 元晴

5 その他 参考事項

隣接地に既設の最終処分場（安定型）あり

No. 3 関係法令等の許可等の種類
及び手続の実施状況

関係法令等の許可等の種類及び手続きの実施状況

法律名	関係条文(必要手続き等)	手続きの必要性の有無	確認年月日・確認先等	手続状況
国土利用計画法	第23条(権利の移転等の届出)	有		H28.8.18 申請
都市計画法	第29条(開発行為許可申請)	無	H29.7.13 倉吉市建設部管理計画課 谷沢氏 確認	
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)	無	自社判断 (水面埋立なし)	
建築基準法	第6条(建築確認申請)	有	自社判断 (建築面積より)	建屋建設前に申請予定
	第51条(ただし書き許可申請)	有	H29.11.10 倉吉市建設部建築住宅課 赤崎氏 確認	同上
	第43条第2項(接道許可)	有	H29.11.10 倉吉市建設部建築住宅課 赤崎氏 確認	同上
農地法	第4条(転用許可申請・届出)	有		合意形成終了後申請予定
	第5条(転用目的での権利移動の許可申請・届出)	有		合意形成終了後申請予定
農業振興地域の整備に関する法律	第13条(農業振興地域整備計画の変更)	有		H29.12.12 申請
	第15条の2(開発行為の許可申請)	無		農地法第4条に伴う手続として処理を行なう
海岸法	第7条(海岸保全区域の占用許可申請)	無	自社判断 (海岸保全区域ではない)	
	第8条(海岸保全区域の開発行為の許可申請)	無	同上	
港湾法	第37条(港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)	無	自社判断 (港湾ではない)	
	第38条の2(臨港地区内における行為の届出)	無	同上	
道路法	第32条(道路の占用の許可申請)	無	自社判断 (道路の占用なし)	
漁港漁場整備法	第39条(工作物建設等の許可)	無	自社判断 (漁港漁場ではない)	
河川法	第24条(河川区域の占有許可申請)	無	自社判断 (河川区域ではない)	
	第26条(河川区域の工作物の新築等の許可申請)	無	同上	
	第27条(河川区域の土地の掘削等の許可申請)	無	同上	
	第55条(河川保全区域における行為の許可申請)	無	自社判断 (河川保全区域ではない)	
	第57条(河川予定地における行為の許可申請)	無	自社判断 (河川予定地ではない)	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)	無	自社判断 (急傾斜地崩壊危険区域ではない)	
地すべり等防止法	第18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	無	自社判断 (地すべり防止区域ではない)	
砂防法	第4条(砂防指定地における行為の許可申請)	無	自社判断 (砂防指定地ではない)	
採石法	第33条の5第2項(軽微な変更)	無	自社判断 (岩石の採取はしない)	
森林法	第10条の2(開発行為の許可)	有		変更許可申請終了後申請予定
	第27条(保安林の指定解除申請)	無	自社判断 (周辺に保安林はない)	
	第34条(保安林における立木伐採の許可申請)	無	同上	
土地改良法施行令	第59条(他目的への使用等承認申請)	無	H30.1.18 久米ヶ原土地改良区 理事長 確認	
土地区画整理法	第76条(土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)	無	自社判断 (土地区画整理事業を行っていない)	
文化財保護法	第93条(周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出)	有		H30.2.28 申請 H30.9.13 申請 H31年発掘位置についてはH31年に申請予定
	第125条(現状変更等の許可申請)			発掘調査完了後、史跡名勝天然記念物かどうかを判断

自然公園法	第20条の3(特別地域における行為の許可申請)	無	自社判断 (付近に自然公園はない)	
	第33条(普通地域における行為の届出)	無	同上	
自然環境保全法	第25条(特別地区における行為の許可申請)	無	自社判断 (自然環境保全地域ではない)	
	第27条(海中特別地区における行為の許可申請)	無	同上	
	第28条(普通地区における行為の届出)	無	同上	
都市公園法	第6条(都市公園の占用の許可申請)	無	自社判断 (付近に都市公園はない)	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第29条(特別保護地区における行為の許可申請)	無	自社判断 (鳥獣保護区ではない)	
消防法	第9条の3(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)	無	自社判断 (圧縮アセチレンガス等を取り扱わない)	
	第9条の4(指定可燃物の届出)	有	R1,10,28 中部ふるさと広域連合 消防局 瀬戸氏に確認	建屋建設前に申請予定 (西倉吉消防署)
	第11条(危険物貯蔵所等の設置許可申請)	無	自社判断 (危険物を取り扱わない)	
火災予防条例	各条令に定める届出等	無	自社判断 (火を取り扱わず、条例に抵触しない)	
国有財産法	第8条(国有財産の引継:国有財産の用途廃止申請)	無	自社判断 (国有財産を取り扱わない)	
高圧ガス保安法	第16条・第17条の2(高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)	無	自社判断 (高圧ガスを取り扱わない)	
電気事業法	第53条(自家用電気工作物の使用の開始の届出)	無	自社判断 (自家用電気工作物ではない)	
大気汚染防止法	第6条(ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出)	無	自社判断 (ばい煙を発生させない)	
水質汚濁防止法	第5条(特定施設の設置の届出)	無	自社判断 (有害物質使用特定施設ではない)	
騒音規制法	第6条(特定施設の設置の届出)	無	H30.1.12 倉吉市産業環境部環境課西田氏 確認	
振動規制法	第6条(特定施設の設置の届出)	無	自社判断 (用途地域内に該当しない)	
ダイオキシン類対策特別措置法	第12条(特定施設の設置の届出)	無	自社判断 (焼却施設ではない)	
下水道法	第11条の2(使用の開始等の届出)	無	自社判断 (下水道を利用しない)	
	第12条の3(特定施設の設置等の届出)	無	同上	
景観法	第16条(行為着手前の届出)	有	H30.1.12 倉吉市建設部管理計画課谷沢氏 確認	行為着手の30日前までに届出
鳥取県税条例	第221条(産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録)	有		埋め立て処分開始の5日前までに申請予定
	第225条(産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録)	有		同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第10条第1項(対象建設工事の届出)	有		建屋を建設する7日前までに倉吉市に届出を行う。
土壌汚染対策法	第4条第1項(土地の形質変更の届出)	有		最終処分場の造成を行う30日前までに届出を行う。

上記関係法令は、産業廃棄物処理施設設置及び産業廃棄物の最終処分業に関連する主なものを掲載しており、設置する施設によっては対象とならない場合があります。また、上記以外の関係法令・条文が適用される場合があります。